

様式 5

国立大学法人島根大学物品・役務等契約監視委員会（第1回）議事概要

開催日及び場所	平成28年3月10日（木） 国立大学法人島根大学 本部棟第二会議室	
出席委員	○委員長 千家 充伸（島根大学 監事） ○委員 中野 俊雄（島根県行政書士会理事・総務部長 行政書士） 山根 朋洋（公認会計士）	
審査対象期間	平成27年4月1日 ～ 平成27年9月30日	
個別審査案件	6件	○議事
一般競争入札	2件	(1) 委員長の選出について
最低価格方式	1件	(2) 審査対象案件の抽出結果について
総合評価方式	1件	(3) 審査対象案件の審査について
指名競争入札	1件	(4) 次回審査対象案件の抽出について
最低価格方式	1件	(5) その他
総合評価方式	1件	
随意契約	4件	
企画競争	1件	
公募	1件	
競争性のない随意契約	4件	
不落随意契約	1件	
委員からの意見・質問とそれに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の内容	審査の過程で検討していただきたいと申し上げた点については、対応の検討をお願いすることとし、全体としては問題なく処理されている。	

質問・意見	回答
<p>1) X線血管撮影装置(循環器用パイプレンシステム)</p> <p>【一般競争入札(総合評価落札方式)】 (医学部会計課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札参加資格があると認めた業者数が1社とあるが、1社しかなかったのか。 ・技術審査委員会における審査の内容について伺いたい。 ・高度管理医療機器等販売業の許可は、どこが行っているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様策定委員会が作成した仕様書に基づき、入札を申し込んできた業者が1社であった。 ・仕様書の内容を満たしているか、また、導入・稼働後のメンテナンス体制も含めて審査している。 ・島根県である。
<p>2) I V R - C T 装置 (I C T 用) S O M A T O M Sensation open の X 線管球</p> <p>【随意契約(競争性のない随意契約)】 (医学部会計課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約の根拠として国立大学法人島根大学契約事務取扱規則第26条第1項の規定によるとしているが、具体的な理由を伺いたい。 ・「直接販売及び修理証明」の証明者では、S社製装置の保守部品の供給が、契約相手方に選択の余地がないものと判断できないのではないか。 ・予定価格算定の考え方を伺いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・S社製である本機器のX線管球は、安全上からS社製のもの交換する必要があることから、契約の性質が競争を許さないこと、また、診療に使用している機器のため、緊急を要したためである。 ・契約相手方の会社が当該会社を証明する内容であり、今後はメーカーからの証明を徴収することを検討したい。 ・他大学等の契約実績による契約率と参考見積額を比較して算定している。

<p>3) 東芝X線CT装置 修理 【随意契約（競争性のない随意契約）】 (医学部会計課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品又は役務等の概要によると、前段の契約と同様のX線管球の交換と思われるが、修理となっている理由を伺いたい。 ・前段同様「証明書（修理及び国内随一の販売元）」の証明者では、契約相手方に選択の余地がないものと判断できないのではないか。 ・予定価格算定の考え方を伺いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・X線管球の交換とそれに伴う一連の調整作業があり、単なるエックス線管球交換ではなかったため。 ・メーカーからの証明の徴収を検討する。 ・他大学等の契約実績による契約率と参考見積額を比較して算定している。
<p>4) クライアントPC管理ソフトウェア 一式 【一般競争入札（最低価格方式）】 (財務部経理・調達課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札参加資格があると認めた業者数1者となった経緯について伺いたい。 ・物品の概要説明をみると、少し高額な契約ではないかと考えられるがいかがか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入札説明書の受け取りは、3者から申し込みがあったが、ソフトウェア運用開始の都合上、納期が短期間であったことが影響して、結果的に1者となったものと考えられる。 ・1件あたりの金額は安価であるが、クライアント(ライセンス)数を4,000件と想定し高額となっている。

<p>5) 人事・給与システムの保守業務</p> <p>【随意契約（競争性のない随意契約）】 （財務部経理・調達課）</p> <p>・随意契約の根拠として国立大学法人島根大学契約事務取扱規則第26条第1項の規定によるとしているが、具体的な理由を伺いたい。</p> <p>・予定価格算定の考え方を伺いたい。</p>	<p>・平成18年度に導入したシステムで、大学法人向けに契約相手方が設計したものであり、契約の性質が競争を許さないものと判断した。</p> <p>・他大学等の契約実績による契約率と参考見積額を比較して算定している。</p>
<p>6) 監査法人（会計監査人）による監査契約</p> <p>【随意契約（競争性のない随意契約）】 （財務部経理・調達課）</p> <p>・随意契約とした理由について伺いたい。</p> <p>・三大監査法人以外からの応募はあるのか。</p>	<p>・契約段階では随意契約であるが、契約の前に会計監査人選定基準策定委員会及び会計監査人評価委員会の議を経て、学長が文部科学大臣に会計監査人候補者として提出し、国立大学法人法の規定に基づき文部科学大臣が本学の会計監査人を選任している。この結果を受けて契約するため、契約の性質が競争を許さないものとなるもの。</p> <p>・会計監査人選定基準策定委員会が作成した企画書等作成要領を大学ホームページに公開、募集しており、三大監査法人以外の監査法人又は公認会計士からの応募も可能としているが、実績としては三大監査法人以外からの応募はない。</p>